

高齢者の暮らしを 応援します

～ 福祉サービスのご案内 ～



日立市 高齢福祉課

電話 22-3111 (代表)

I P 電話 050-5528-5073 (直通)

ファックス 24-2281

E-mail korei@city.hitachi.lg.jp

1	どんなサービスが使えるの？	3
2	なんでもご相談ください	5
(1)	こんなことで悩んでいませんか？	5
(2)	地域包括支援センターにご相談ください	5
(3)	地域包括支援センターの役割	7
3	介護予防を支援します	8
(1)	介護予防って何？	8
(2)	認知症って何？	8
(3)	介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています	9
(4)	一般介護予防事業を紹介します	10
(5)	介護予防・生活支援サービス事業を紹介します	11
(6)	その他の介護予防事業	12
4	「認知症かな？」と思ったときに使えるサービスや事業を紹介します	13
(1)	認知症の相談窓口を設置しています	13
(2)	認知症の方などの金銭管理等が心配になったら	13
(3)	認知症の方を地域で支えるために	14
(4)	認知症の方などを地域で見守るための支援を行っています	15
5	自立して生活できるよう支援します	16
(1)	カードを持って元気におでかけしませんか	16
(2)	掃除や買物などを支援します	17
(3)	防火や自立に役立つ物品を給付します	18
(4)	緊急通報用の装置をお貸しします	18
(5)	はり、きゅう、マッサージ等を 受けるときの費用を助成します	19
(6)	所得税・住民税の障害者控除を受けるための証明書を交付します	19
(7)	資格取得費用の一部を補助します	19

6 介護する家族を支援します 20

- (1) 各種助成券を発行しています 20
- (2) 介護者に慰労金を支給します 21
- (3) 介護マークを配布しています 21

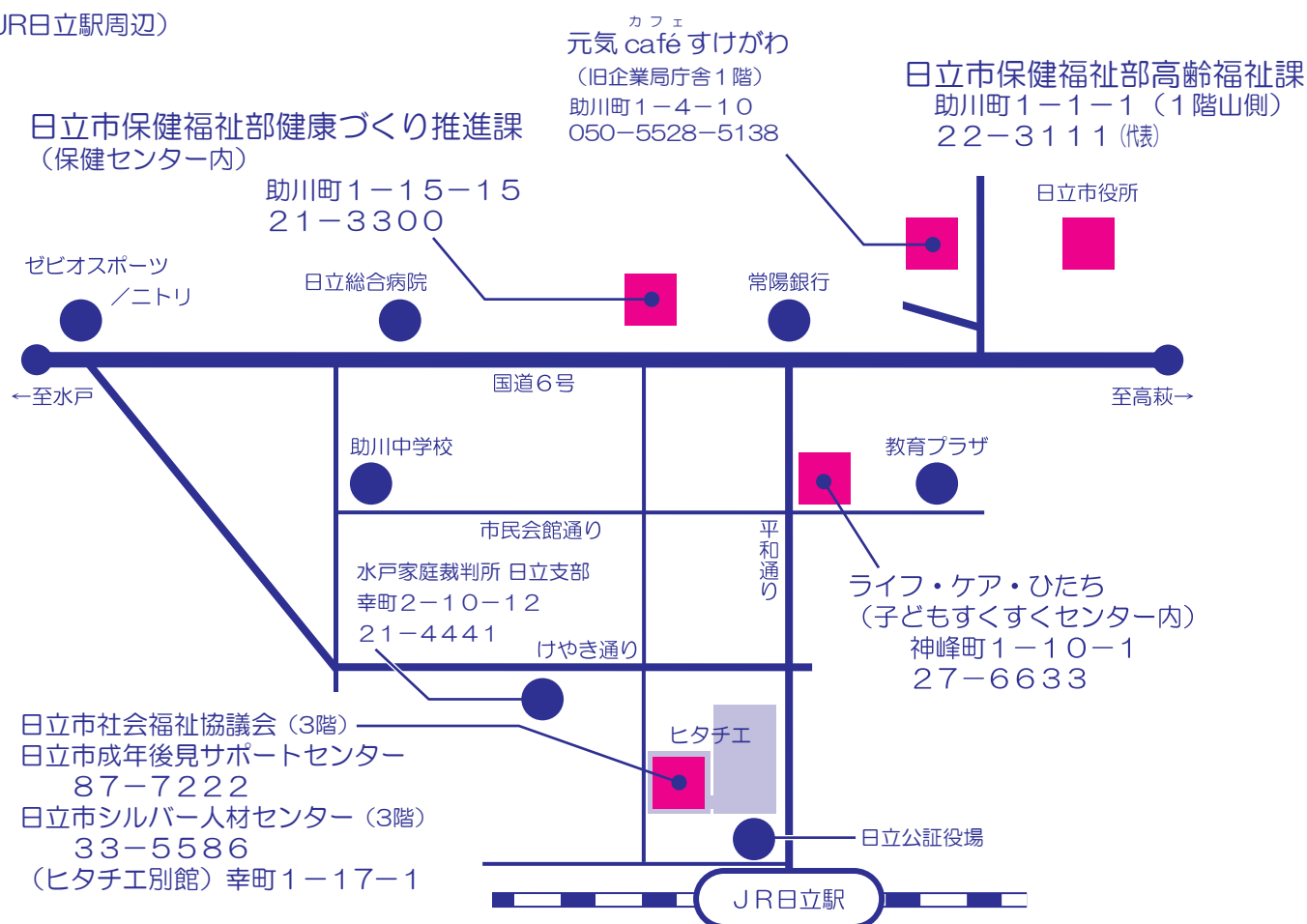
7 高齢者が利用できる施設を紹介します 21

- (1) 自宅から通って利用する施設を紹介します 21
- (2) 入所して生活の場とする施設を紹介します 23
- (3) 自宅に復帰するためのリハビリ施設を紹介します 26

8 高齢者福祉Q&A 27

パンフレット内で紹介している機関の地図

(JR日立駅周辺)



どんなサービスが使えるの？

(福祉サービスフローチャート)

今後も自宅ですごしたい

いいえ

老人ホームなどの施設を紹介します

はい

自宅ですごしながら使えるサービスをご紹介します

介護予防の通いの場に参加したい

介護予防健康相談・健康教育事業	P10
ふれあいサロン事業	P10
ふれあい健康クラブ	P10
シルバーリハビリ体操	P10
老人福祉センター	P21
老人いきいの家	P22
高齢者の居場所	P22

要支援認定を受けている
あるいは
事業対象者である

はい

自宅に訪問してもらうサービスを利用したい

介護予防訪問指導事業	P12
介護ファミリー・サポート・センター事業	P17
くらし安心サポート事業	P17

要支援認定を受けている
あるいは
事業対象者である

はい

自宅の改修を考えている

介護予防住宅改修助成事業 P12

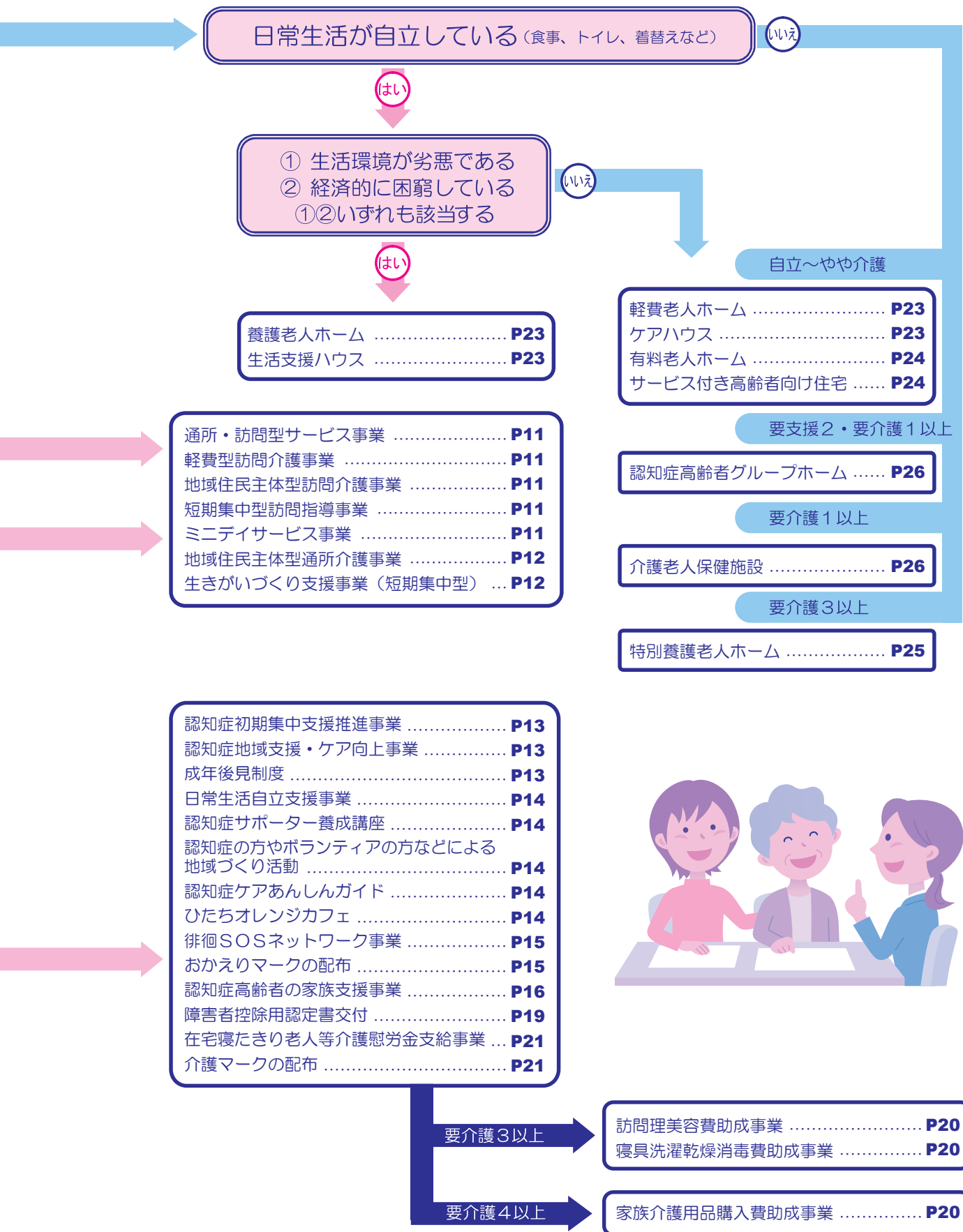
生活支援のサービスを利用したい

いばらき高齢者優待制度 (いばらきシニアカード)	P16
日常生活用具給付事業	P18
緊急通報システム事業	P18
はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業	P19
生きがいづくりチャレンジ応援事業	P19

要介護認定を受けている
あるいは
要介護認定はないが、認知症がある

はい

※所得要件等を設けている事業があります。詳細は、各事業を説明しているページで確認してください。



なんでもご相談ください

(地域包括支援センターのご案内)



こんなことで悩んでいませんか？

- 家族に介護の必要な方がいる。介護方法やサービス利用の手続きがわからない。
- ひとり暮らしのため不安で仕方がない。老人ホームについて詳しく知りたい。
- 認知症についての相談をしたい。どこに相談したらいいのかわからない。
- 病院から退院することとなった。掃除や買い物の手助けがないと自宅で生活できない。
- 身体機能の悪化により、トイレや浴室に手すりをつけたい。どんな方法があるか。
- 高齢者虐待をみた（聞いた）。相談にのってほしい。
- 加齢に伴う悩み事を相談したい。

などなど・・・



地域包括支援センターにご相談ください

地域包括支援センターは、高齢者や家族の立場に立って相談を受け、必要な保健・福祉サービスが受けられるように、行政機関、サービス提供機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整を行います。お住まいの小学校区を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

名 称	住 所	電話番号	担当地区(小学校区)
1 地域包括支援センター 福祉の森 聖孝園	十王町高原333-6	39-1166	櫛形・山部・中里
2 地域包括支援センター サン豊浦	川尻町758-27	33-8811	豊浦・日高・田尻
3 地域包括支援センター 神峰の森	本宮町1-2-13	33-5512	滑川・宮田
4 地域包括支援センター 銀砂台	鹿島町2-5-9	33-6500	仲町・中小路・助川
5 地域包括支援センター 小咲園	諏訪町5-5-1	32-7900	会瀬・成沢・諏訪
6 地域包括支援センター 鮎川さくら館	国分町3-12-10	36-7303	油縄子・大久保・河原子・塙山
7 地域包括支援センター 金沢弁天園	東金沢町2-14-19	33-7424	大沼・金沢・水木
8 地域包括支援センター 成華園	久慈町4-19-21	33-7119	大みか・久慈・坂本東(旧坂本・旧東小沢)

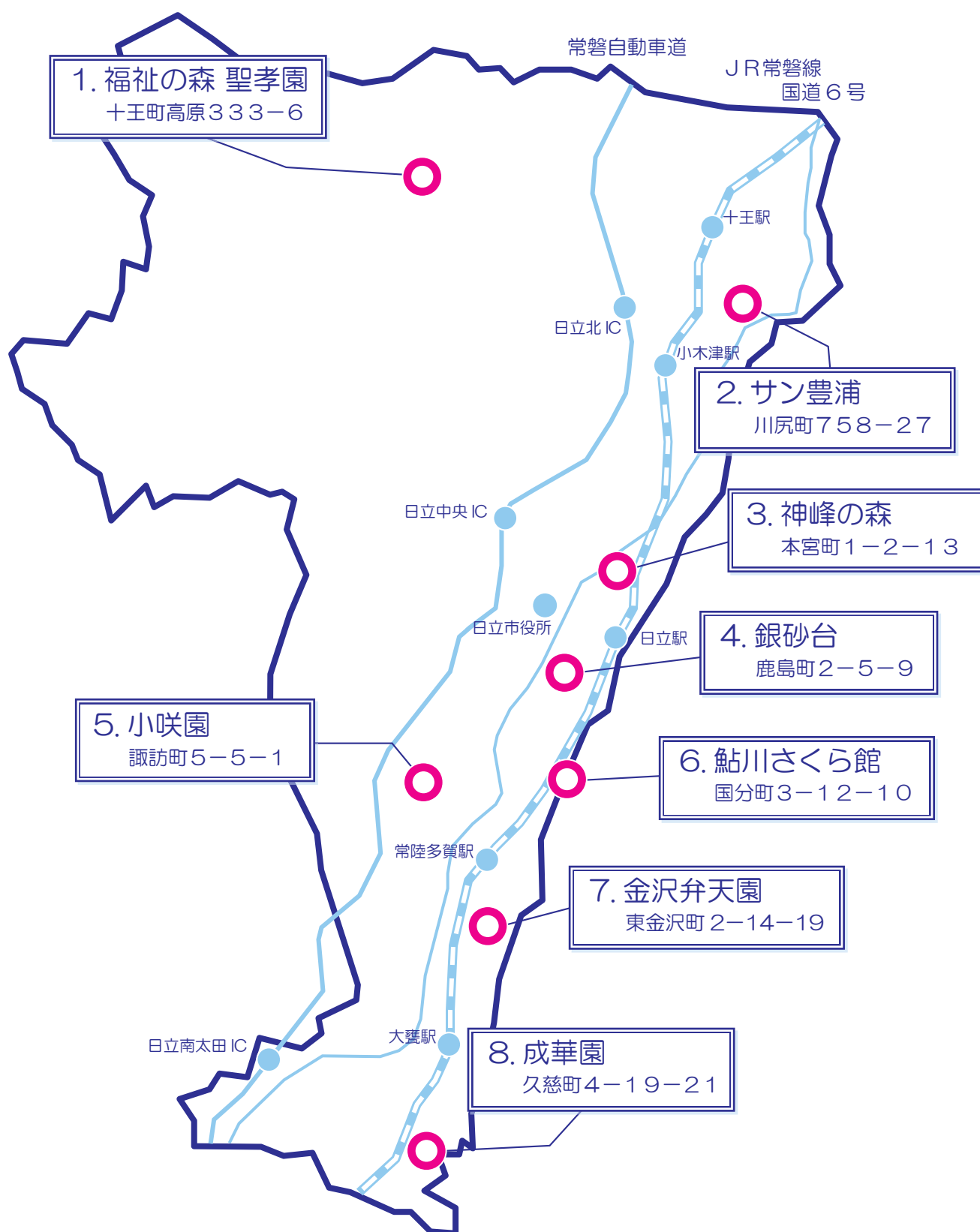
- ★ 相談は、無料です。
- ★ 相談で知り得た情報を外部に漏らすことは、一切ありません。
- ★ ご自宅までお伺いすることもできます。

※高齢福祉課では

各地域包括支援センターの総合調整や後方支援などを担うとともに、高齢の方々が可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう、各地域包括支援センターをはじめ、地域コミュニティ、民生委員、関係機関等との連携を図りながら地域全体で高齢者を支える仕組み「地域包括ケアシステム」の実現に努めます。

地域包括支援センターの位置

 地域包括支援センター



地域包括支援センターの役割

保健師やケアマネジャー（介護支援専門員）、社会福祉士などの専門職が連携して、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた家庭や地域での生活を安心して継続できるように支援しています。

1 自立した生活を支援します

- 基本チェックリストにより生活機能の低下が認められた方に介護予防・日常生活支援総合事業などを利用できるように調整します。
- 要支援1・2と認定された方などの介護保険の介護予防サービス計画等を作成します。

2 ご相談ください

- 高齢者や家族、近隣に暮らす方の介護に関する相談に応じます。
- 介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療、生活に関することなど、加齢に伴う悩み事などについてご相談ください。
- 研修を受けた「認知症地域支援推進員」が、もの忘れや、今まで出来ていた事が出来なくなってきた等、認知症の心配ごとについて、相談に応じます。



3 みなさんの権利を守ります

- 高齢者が安心していきいきと暮らすため、皆様が持つさまざまな権利を守ります。
- 高齢者虐待の早期発見などに対応します。
- 判断能力が不十分な方について、必要に応じて財産管理等の支援を行う成年後見制度の利用につなげます。

4 さまざまな方面からみなさんを支えます

- 皆様を支える地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢者にとって、より暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワーク作りに力を入れます。

介護予防を支援します

(介護予防サービスのご案内)

介護予防って何？

介護予防とは、高齢者ができるだけ要介護状態にならないように、そして介護が必要な方もそれ以上悪化させないようにする取り組みのことです。

介護予防は、病気の予防と同じくらい大切です。体が弱くなれば、生活機能が低下し、寝たきりや認知症につながりかねません。元気なうちから、生活習慣病の予防に加え、介護予防に取り組んでいく必要があります。

《介護予防により期待できる効果一覧》

運動器の機能向上	運動することにより、身体の機能を保ち、自立した生活ができます。
低栄養改善	栄養のバランスを考え、必要なエネルギーをとることで、身体の機能や健康を保ちます。
口腔機能の向上	口の中をケアすることで、誤嚥（ごえん）性肺炎、むし歯、歯周病などを防ぎ、健康な食生活につなげます。
閉じこもり予防・支援	地域の活動などに参加して仲間づくりなどを行うことで、心身ともに健康な生活につなげます。
認知症予防・支援	認知症についての情報を知り、活動性を高めた生活を送ることで、心身ともに健康な生活につなげます。
うつ予防・支援	個別相談や訪問支援によって早期に対応することで、心身の健康のバランスを保ちます。

認知症って何？

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気です。

加齢などいろいろな原因で、脳の細胞に異変が起きて働きが悪くなり、生活する上での支障が、およそ6か月以上継続している状態を言います。

認知症を引き起こす代表的な病気と認知症の症状

- アルツハイマー型認知症（アルツハイマー病）…もの忘れやもの盗られ妄想等。
- レビー小体型認知症…いないはずの人や虫などが見える。パーキンソン症状等。
- 脳血管性認知症…感情が不安定になったり、まだら認知症がみられたりする。
- 前頭側頭葉変性症…人格が変化したり行動に障害がみられたりする。

認知症になると、元気がなく、引っ込み思案になることがあります。放置すると全身の機能が衰え、要介護状態を招いてしまうおそれがあります。

認知症の早期発見、早期の専門医の受診・診断、早期治療

認知症の早期発見、早期の専門医の受診・診断、早期治療をすれば、症状の改善がみられたり、進行を遅らせたりできるため、その人らしい生活を送ることができます。

認知症の人との接し方

認知症の人は、記憶障害があっても、感情は心の中に残っています。やさしく思いやりのある接し方を心がけることで、穏やかな気持ちを引き出すことにつながります。

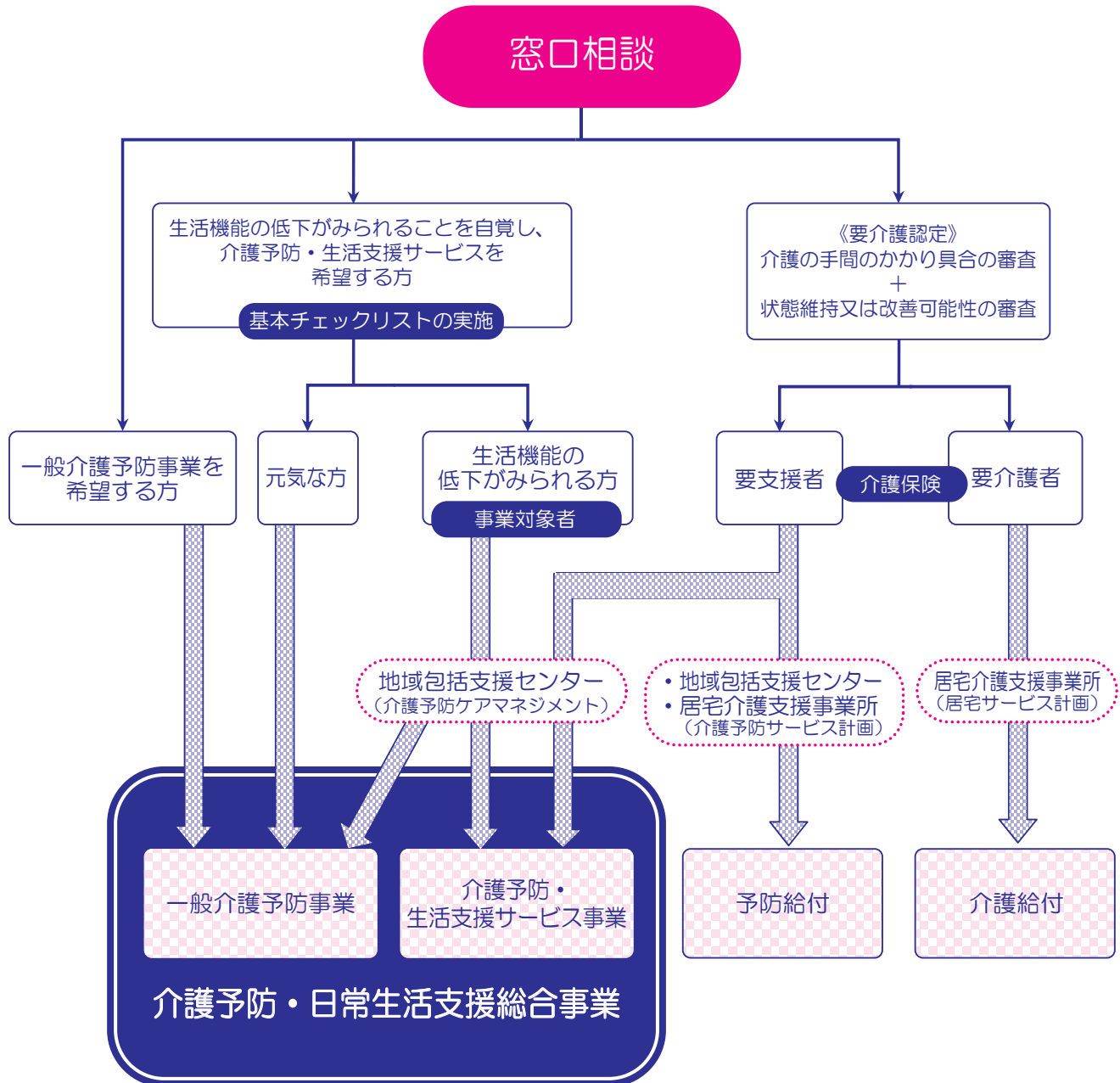


介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています

一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを利用することができます。

できるだけ介護を必要としない暮らしを送るためにも、介護予防・日常生活支援総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。

●日立市における「介護予防・日常生活支援総合事業」●



「一般介護予防事業」 ★サービス内容 P10参照★
65歳以上の日立市民の方が利用できる介護予防事業です。

「介護予防・生活支援サービス事業」 ★サービス内容 P11・12参照★
基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）や要介護認定で要支援1・2の認定を受けた方が利用できるサービスです。

「地域住民主体型（訪問・通所）事業」の対象者について
要介護の認定を受ける前から、当該事業のサービスを利用している方は、要介護になっても、引き続きサービスを受けられる場合があります。

一般介護予防事業を紹介します

1 介護予防健康相談・健康教育事業

お 問 合 せ 先	日立市健康づくり推進課	【電話 21-3300】
-----------	-------------	--------------

★ (1)、(2)については、市報やホームページで開催日程等を確認し、お申し込みください。

(1) 講演会

脳卒中・認知症・関節症などの病気の知識や予防について、専門医の講演会を開催します。

利 用 料	無料
-------	----

(2) 認知症予防教室

運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善の知識、認知症予防に有効な生活習慣を学ぶ教室を実施します。

利 用 料	無料
-------	----

(3) 出前講座

各種団体からの依頼により、保健師や看護師、栄養士、歯科衛生士等が、地域の身近な場所に出向き、生活習慣病予防や介護予防などに関する健康相談・健康教育を実施します。

利 用 料	無料
-------	----

2 ふれあいサロン事業

外出の少ない高齢者を対象として、社会的孤立感の解消や健康増進を図るため、身近な場所での交流活動を実施します。

利 用 料	無料（材料代などの実費がかかる場合があります。）
-------	--------------------------

お 問 合 せ 先	(社)日立市社会福祉協議会	【電話 87-7222】	2ページの地図参照
-----------	---------------	--------------	-----------

3 ふれあい健康クラブ

運動器の機能向上、閉じこもり予防、認知症・うつ予防などを目的として、看護師・指導員が中心となり、体操やレクリエーションなどを行います。

おおむね月に2回、地域のボランティアの協力を得て、市内23地区の交流センターなどで実施しています。

利 用 料	無料（材料代などの実費がかかる場合があります。）
-------	--------------------------

お 問 合 せ 先	(社)日立市社会福祉協議会	【電話 87-7222】	2ページの地図参照
-----------	---------------	--------------	-----------

4 シルバーリハビリ体操

シルバーリハビリ体操指導士が、健康づくりと介護予防のために、身近な会場で体操教室を実施しています。

利 用 料	無料
-------	----

お 問 合 せ 先	日立市健康づくり推進課	【電話 21-3300】
-----------	-------------	--------------

介護予防・生活支援サービス事業を紹介します

一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを利用することができます。
サービスを利用して自立した生活を続けましょう。

1～7の事業を利用できる方	(1) 事業対象者の認定を受けた方 ※認定は、各地域包括支援センター窓口でチェックリストを実施したうえで決定されます。 (2) 要支援 1・2 認定者
---------------	---

1 通所・訪問型サービス事業

介護保険の通所施設同様、送迎にて通所し運動やレクリエーションを行うデイサービスやホームヘルパーによる家事支援を行います。

利 用 料	詳細は、お問い合わせください。 ※自己負担額は、原則、介護認定者と同額の 1 ～ 3 割程度です。
-------	--

2 軽費型訪問介護事業 (訪問型サービスA)

掃除や洗濯などの日常生活における家事支援を行います。

利 用 料	市民税非課税世帯	1 4 4 円
	市民税課税世帯	1 割負担：2 4 0 円 / 2 割負担：4 8 0 円
		3 割負担：7 2 0 円 ※ 1 回当たり 1 時間程度

3 地域住民主体型訪問介護事業 (訪問型サービスB)

地域のボランティアが自宅を訪問し、家具の不具合箇所の修繕や電球の交換などの支援を行います。

★ お住まいの地域に活動できるボランティアがいる場合のみとなります。

利 用 料	無料 (交換部品等の費用は実費)
-------	------------------

4 短期集中型訪問指導事業 (訪問型サービスC)

支援が必要な高齢者等に対し、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等が短期集中的に訪問し、相談指導を行い、運動器の機能向上、閉じこもり予防、認知症・うつ予防、低栄養改善、口腔機能の維持向上を支援します。

利 用 料	無料
-------	----

5 ミニデイサービス事業 (通所型サービスA)

機能訓練や健康体操など半日のデイサービスを行います。

※ 利用は午前か午後のどちらかになります。送迎はありません。

利 用 料	1 回あたり 1 割負担：1 5 0 円 / 2 割負担：3 0 0 円 / 3 割負担：4 5 0 円
会 場	かねはたデイサービスセンター はまぎく荘デイサービスセンター

6 地域住民主体型通所介護事業（通所型サービスB）

地域のボランティアが機能訓練や交流の場など自主的な集いの場を提供します。

★ お住まいの地域に受け入れ可能なボランティアがいる場合のみとなります。

利 用 料	無料
-------	----

7 生きがいづくり支援事業（短期集中型）（通所型サービスC）

運動器の機能向上、閉じこもり予防、認知症・うつ予防などを目的として、軽度のスポーツや趣味活動などを行います。希望により自宅と会場間の送迎も行います。

利 用 料	1日あたり 320円（送迎利用の場合は410円）
会 場	【月・火・水】かねはた老人ホーム 【木 ・ 金】老人福祉センターはまぎく荘



その他の介護予防事業

（1）介護予防訪問指導事業

健康診査の結果、生活習慣病予防のための指導が必要な方、その他療養上の指導が必要な方やその家族に対して、保健師等が訪問指導を行います。

利 用 料	無料
お 問 合 せ 先	日立市健康づくり推進課 【電話 21-3300】

（2）介護予防住宅改修助成事業

介護保険制度の要支援・要介護認定を受けることができない高齢者を対象に、段差解消等転倒予防のための住宅改修費用の一部を助成します。

★ 改修を実施する前に申請する必要があります。また、地域包括支援センターによる事前審査が必要となります。

助 成 額	対象工事費の9割、8割又は7割（限度額：18万円、16万円又は14万円）
お 問 合 せ 先	各地域包括支援センター 5ページ参照

「認知症かな？」と思ったときに使えるサービスや事業を紹介します

(認知症に関連した制度・事業のご案内)



認知症の相談窓口を設置しています

「認知症」は、老化などいろいろな原因で脳の細胞に異変が起き、働きが悪くなり、日常生活におよそ6か月以上支障が出ている状態を言います。

「認知症かな？」と思ったら、早期診断・早期治療が大切です。早い時期に専門医の診察を受けたり、相談窓口で相談したりすることで、今の生活を長く続けることが可能です。

1 認知症初期集中支援推進事業

高齢福祉課内に認知症の方とご家族に対し、認知症の相談を受け、適切な医療や介護サービスにつなげる支援を行う「認知症初期集中支援チーム」が設置されています。関係機関と連携を図りながら早期診断、早期対応に向けた支援を集中的に行います。

利 用 料	無料
お 問 合 せ 先	日立市高齢福祉課

2 認知症地域支援・ケア向上事業

各地域包括支援センター内に認知症の研修を受けた「認知症地域支援推進員」を配置し、相談を受けています。また、認知症の方とご家族を支援するため、必要時、認知症に関する医療や介護サービスの連絡・調整を行います。

利 用 料	無料
お 問 合 せ 先	各地域包括支援センター 5ページ参照

認知症の方などの金銭管理等が心配になったら

3 成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などによって、判断能力が不十分な方の財産と権利を守り、法律的に支援する制度です。

制度の説明や裁判所への申立て手続に関する相談業務を行います。

●法定後見制度●

判断能力の程度に応じて、「後見人」「保佐人」「補助人」が支援します。

●任意後見制度●

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ支援する方（任意後見人）を選任し、公正証書による委任契約を結んでおきます。

お 問 合 せ 先	水戸家庭裁判所日立支部	【電話 21-4441】	2ページの地図参照
	日立市成年後見サポートセンター (（社）日立市社会福祉協議会 内)	【電話 87-7222】	

4 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分で親族の支援などが得られない方に対して、福祉手続きや日常生活の金銭管理及び書類預かりサービスを行います。

お 問 合 せ 先	(社)日立市社会福祉協議会	【電話 87-7222】2ページの地図参照
-----------	---------------	-----------------------

認知症の方を地域で支えるために

5 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の方やそのご家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター」を養成するための講座を開催しています。

- ★ 団体（10人以上）で受講希望の場合、開催希望日の2か月前までにお申込みください。
- ★ 個人で受講希望の場合、開催日は市報や市ホームページでお知らせします。

利 用 料	無料
お 問 合 せ 先	各地域包括支援センター 5ページ参照

6 認知症の方やボランティアの方などによる地域づくり活動

●ひたちオレンジパートナー●

認知症サポーター養成講座修了者が、更に知識や理解を深めるために、ステップアップ講座を受講し、オレンジパートナーとして市で実施する事業等においてボランティア活動をしています。

●チームオレンジひたち●

ひたちオレンジパートナーや認知症の方などによるボランティアチーム「チームオレンジひたち」が認知症の方とその家族の希望や困りごとを聴いて、共にチームとして話し合ったり、地域の社会資源につなぐなどの活動を行います。

7 認知症ケアあんしんガイド

認知症の方やそのご家族、認知症が心配な方などが地域で安心して暮らしていくことができるよう、認知症の症状や対応の仕方、医療・介護・福祉サービスや相談窓口などの情報を掲載しています。

認知症は早期発見・早期治療、適切な対応が大切です。ご活用ください。

- ★ 市ホームページでもご覧いただけます。

8 ひたちオレンジカフェ

もの忘れが心配な方やそのご家族、地域の方などを対象に、お茶を飲みながら交流し、楽しい時間を過ごしていただく集いの場です。

体操などのレクリエーションや脳トレ、希望に応じて専門職による個別の相談なども行います。

- ★ 各地域包括支援センターや交流センターなどが会場となります。開催日程は、市報、市ホームページでお知らせします。どなたでも自由にご参加ください。

利 用 料	無料
お 問 合 せ 先	各地域包括支援センター 5ページ参照

認知症の方などを地域で見守るための支援を行っています（早めの登録をおすすめします）

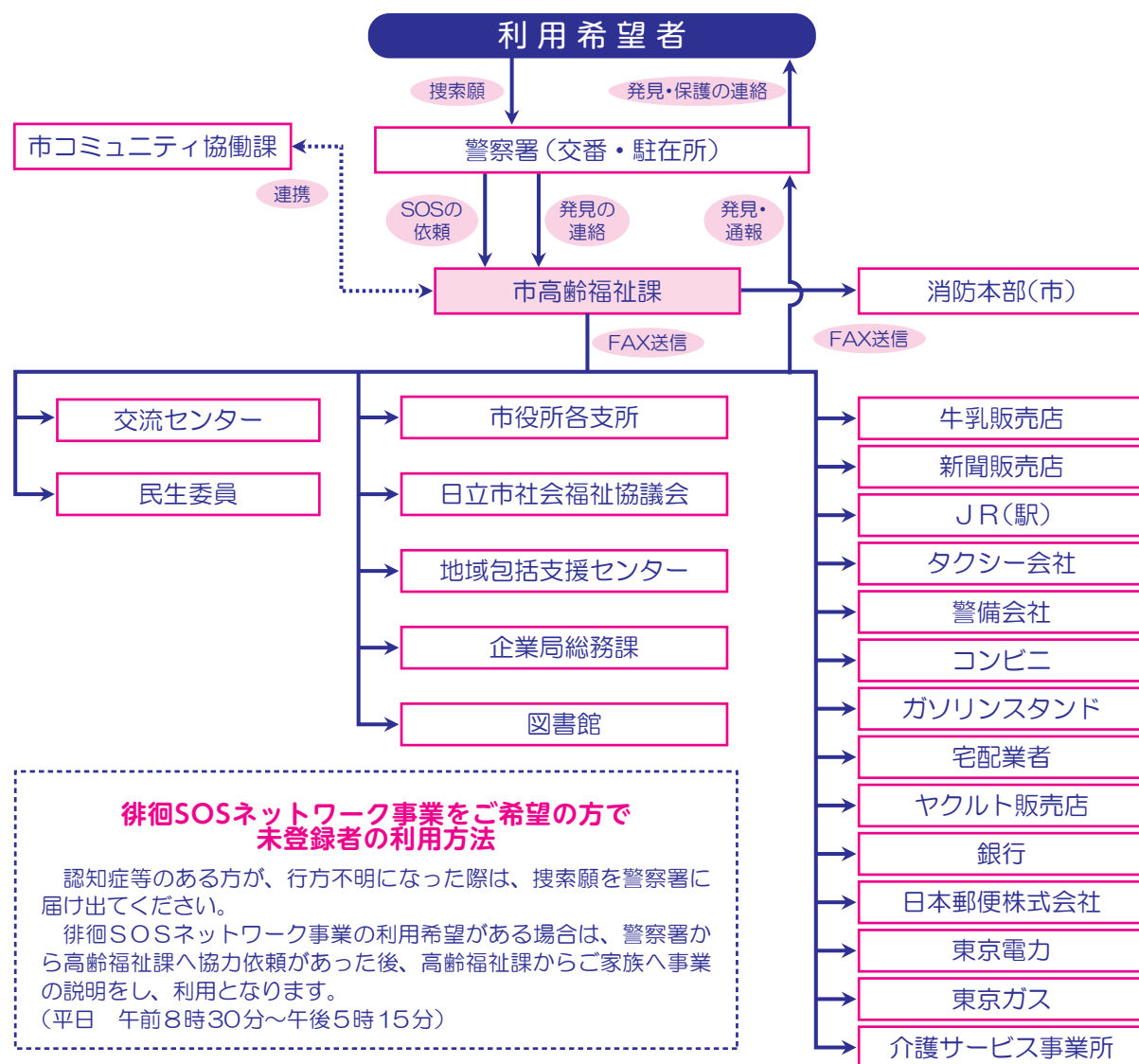
認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者の方がいましたら、早めのご登録をおすすめします。

9 徘徊SOSネットワーク事業 ★ 登録制です。

高齢者等が行方不明になった際に、市から協力事業所及び関係機関に情報提供をすることで、日頃の業務の中で、行方不明高齢者の見守り強化や可能な範囲での捜索に協力してもらい、速やかな発見・保護につなげるものです。

利 用 料	無料
お 問 合 せ 先	日立市高齢福祉課 又は 各地域包括支援センター 5ページ参照

【登録者の利用の流れ】



10 おかえりマークの配布 ★ 登録制です。

高齢者等が行方不明になった際に、警察等に保護された場合、衣服など身の回りの物に「おかえりマーク」（登録番号が記載されたもの）を貼っておくことにより、登録番号から身元が分かり、早期にご家族へ連絡することができます。

利 用 料	無料
お 問 合 せ 先	日立市高齢福祉課

11 認知症高齢者の家族支援事業

認知症等により帰宅が困難になるおそれのある高齢者が、介護保険制度（福祉用具貸与）の認知症老人徘徊感知機器である GPS 端末を装着する専用靴を活用した際は、専用靴購入費用の一部を市が助成します。まずは、担当ケアマネジャーにご相談ください。

利用できる方	認知症がある要介護（要支援）認定者を介護している家族等
市の助成額	専用靴代（税込み）の9割（上限10,000円）
助成申請に必要なもの	(1) 日立市認知症高齢者の家族支援事業における専用靴購入費助成申請書（高齢福祉課窓口にあります。また、日立市ホームページからダウンロード可能です。） (2) GPS端末を装着する専用靴購入の領収書（原本） (3) GPS端末を活用した福祉サービスの開始が確認できる書類（GPS端末のレンタル等に係る契約書の写し等） (4) 通帳の写し（銀行・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの）
お問合せ先	日立市高齢福祉課



自立して生活できるよう支援します

（生活支援サービスのご案内）

カードを持って元気にお出かけしませんか

1 いばらき高齢者優待制度（いばらきシニアカード）

高齢者が、協賛店舗にいばらきシニアカードを提示すると、協賛店舗が設定した割引やポイント加算等のお得なサービスを受けられるカードです。カードの裏面に緊急時の連絡先やかかりつけ医などを記載でき、緊急連絡用カードとしても活用できます。（紛失には十分ご注意願います。）

利用できる方	65歳以上の高齢者
カード交付に必要なもの	マイナンバーカードなど住所、氏名、生年月日が確認できるもの
協賛店舗の情報	(1) ステッカーやのぼりが目印 (2) 専用ホームページ https://senior.pref.ibaraki.jp (3) チラシ（日立市高齢福祉課又は各支所）
お問合せ先	日立市高齢福祉課又は各支所、各地域包括支援センター



掃除や買物などを支援します

2 介護ファミリー・サポート・センター事業

★ 登録制です。

入院中の洗濯や退院後の家事など、病気やけが等により日常生活に支障がある高齢者を支援します。

支 援 内 容	・入院中の洗濯 ・買物、食事づくり ・屋内の掃除、整理整頓 ・病院の付き添い（交通費別） - など
利 用 料	次の(1)～(3)の料金がかかります。 (1) 平日 午前8時から午後6時まで 600円/時間 上記以外の時間帯 700円/時間 休日（土・日曜日、祝日及び年末年始） 午前8時から午後6時まで 700円/時間 上記以外の時間帯 800円/時間 (2) 援助員の交通費実費 (3) 年会費
お 問 合 せ 先	(一社)ライフ・ケア・ひたち 【電話 27-6633】 2ページの地図参照

3 暮らし安心サポート事業

掃除や調理等の日常的な家事から外出の付き添いや、簡単な大工仕事等、高齢者の日常生活を支援します。

支援の内容については、担当者がご相談にお伺いします。



支 援 内 容	高齢者福祉サービス 日常生活に支障がある高齢者を支援します。 ・屋内の掃除、整理整頓（大掃除等） ・屋外の除草 ・外出の付き添い（通院・買い物） ・入院中の洗濯、買物 など 暮らし応援サービス 1時間程度の軽作業等を行います。 ・カギの簡単な修理 ・蛍光灯の交換 ・家具の移動、簡単な大工工事 ・再生資源ごみの運び出しや当番 ・カーテンの取り付け など 家事援助サービス 日常の生活支援を行います。 ・屋内の掃除、整理整頓 ・買物、食事づくり - など
利 用 料	高齢者福祉サービス…お宅に伺い、作業料金を見積もりします。 暮らし応援サービス…1, 100円～（材料費別） 家事援助サービス…2, 200円～（交通費別）
お 問 合 せ 先	(公社)日立市シルバー人材センター【電話 33-5586】 2ページの地図参照

防火や自立に役立つ物品を給付します

4 日常生活用具給付事業

防火や自立に役立つ日常生活用具を給付します。

★ 市民税非課税世帯の方が対象となります。

給付品目と 利用できる方	品目	対象者
	電 磁 調 理 器	ひとり暮らし高齢者で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な方
	火 災 警 報 器 自 動 消 火 器	ひとり暮らし又は寝たきりの高齢者
お 問 合 せ 先	日立市高齢福祉課又は各地域包括支援センター 5 ページ参照 ★ 各地域包括支援センターの相談員がご自宅を訪問します。	

緊急通報用の装置をお貸しします

5 緊急通報システム事業

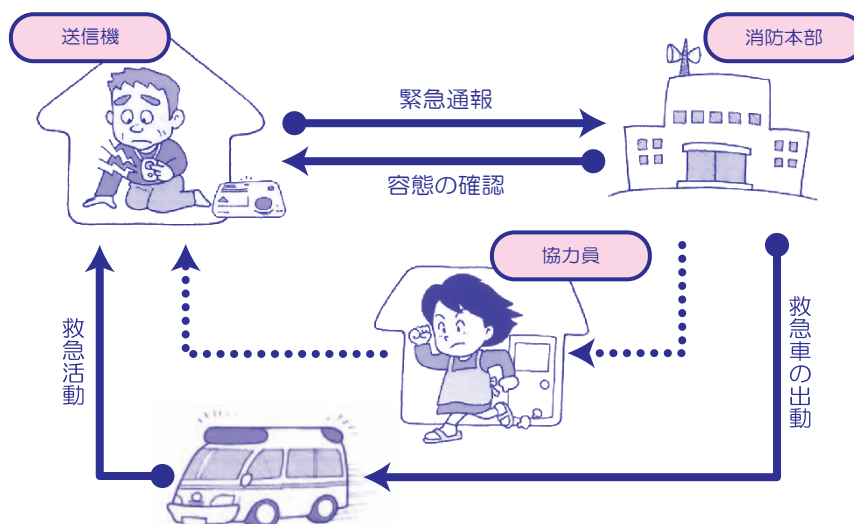
緊急時に、ボタンを押すだけで消防本部（救急車）に通報できる装置をお貸しします。

★ 電話回線は、NTTとJWAY（ケーブルテレビ）回線がご利用いただけます。
（ISDN回線は、対象外です。）

利用できる方	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 ※ 昼間だけ高齢者のみになる世帯はご相談ください。
利 用 料	市民税課税世帯 工事費：2,900円＋税 使用料：380円／月＋税 市民税非課税世帯 工事費及び使用料：無料
お 問 合 せ 先	日立市高齢福祉課又は各地域包括支援センター 5 ページ参照 ★ 各地域包括支援センターの相談員がご自宅を訪問します。

（お願い）施設入所等により、緊急通報装置を利用しなくなった場合には、高齢福祉課、またはお近くの支所に機器を返却し、変更届を提出してください。（NTT回線をご利用の方は、029-297-7765（平日の午前9時から午後5時まで）へ連絡し、機器の回収を依頼することも可能です。）

（P27 **Q2** をご覧ください。）



（イメージ図）

はり、きゅう、マッサージ等を受けるときの費用を助成します

6 はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業

健康の保持や増進を目的とした、はり、きゅう、マッサージ等の施術にかかる費用の一部を助成します。（助成券を交付します。）

利用できる方	高齢者又は身体障害者手帳（１・２級）の交付を受けている方
必要なもの	マイナンバーカード、免許証や身体障害者手帳など ★ 住所・氏名・生年月日が確認できるもの
助成額	１回あたり１，０００円の助成券を交付（年度限度額１２，０００円）
利用できる施術者	市に登録している施術者
対象施術	自由診療の際、市内の施術所において市に登録している施術者が行う施術（一部訪問施術も対象）
お問合せ先	日立市高齢福祉課又は各支所

所得税・住民税の障害者控除を受けるための証明書を交付します

7 障害者控除用認定書交付

「寝たきり」や「認知症」又は「要介護認定を受けている」高齢者は、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けていなくても、税の障害者控除を受けられる場合があります。

この場合、福祉事務所（日立市役所内）が発行する認定書が必要になります。認定書の交付手続については、日立市高齢福祉課にご相談ください。

資格取得費用の一部を補助します

8 生きがいつくりチャレンジ応援事業

高齢者の生きがいつくりの機会の拡大を図るため、資格・免許等の取得に要した経費の一部を補助します。

利用できる方	申請日において日立市内に住所を有する６５歳以上の方
対象資格	生きがいつくりなどのために当該補助申請年度内に取得した国家資格、民間資格、公的資格等全般
補助額	資格等の取得に要した受験料、受講料及び教材費、登録に係る費用（初回のみ）の合計額の２分の１【上限１０，０００円】
申請方法	資格等を取得した後に、指定の補助金交付申請書（市のホームページからダウンロードできます。）に必要な書類を添えて日立市高齢福祉課へ提出してください。 ★ 詳しくは、市のホームページをご覧ください。
お問合せ先	日立市高齢福祉課

介護する家族を支援します

(家族介護支援サービスのご案内)



各種助成券を発行しています

1 家族介護用品購入費助成事業

在宅において重度の要介護高齢者を介護している低所得世帯の経済的な負担を軽減するために、介護用品を購入するための費用の一部を助成します。

★ 病院や施設に、入院・入所していない方が対象となります。

利用できる方	要介護4・5の認定を受けた高齢者を常時介護している方
所得要件	介護者・高齢者ともに 市民税非課税世帯の方
対象品目	・紙おむつ ・尿取りパット ・おむつカバー ・失禁パンツ ・使い捨て手袋 ・清拭剤 ・ドライシャンプー ・介護用口腔ケア用品（綿棒、スポンジブラシ、球状ブラシ、 口腔ティッシュ、保湿剤）
助成額	1月あたり5,000円の助成券を交付
利用できる店	市に登録している販売店
お問合せ先	日立市高齢福祉課

2 訪問理美容費助成事業

外出が困難なために理容又は美容のサービスを受けることができない高齢者を対象に、自宅で理容・美容サービスを受けるための費用の一部を助成します。

★ 病院や施設に、入院・入所していない方が対象となります。

利用できる方	要介護3・4・5の認定を受けた高齢者
助成額	1回につき1,000円の助成券を交付（最大年6回分まで）
利用できる店	市に登録している理美容店
お問合せ先	日立市高齢福祉課

3 寝具洗濯乾燥消毒費助成事業

寝たきり高齢者などの健康と快適な生活環境を維持するため、寝具のクリーニングにかかる費用の一部を助成します。

★ 病院や施設に、入院・入所していない方が対象となります。

利用できる方	要介護3・4・5の認定を受けた高齢者
対象品目	・掛布団 ・敷布団 ・毛布 ・ベッドパット
助成額	年額6,000円の助成券を交付
利用できる店	市に登録しているクリーニング店
お問合せ先	日立市高齢福祉課

介護者に慰労金を支給します

4 在宅寝たきり老人等介護慰労金支給事業

高齢者と同居し、常時介護している方に介護慰労金を支給します。

支給対象者	寝たきりや認知症の状態が6か月以上継続している高齢者と同居し、常時介護している方
要件	次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。 (1) 日立市特別福祉手当、国の特別障害者手当等を受給している。 (2) 病院等に3か月を超えて入院している。 (3) 施設に入所している。
支給額	1月あたり3,000円（年度末に一括支給）
お問合せ先	日立市高齢福祉課



介護マークを配布しています

外出先などでトイレに付き添うときや、介護していることを周囲の人にさりげなく知ってもらいたいときなど「介護中」であることをお知らせするマークです。

利用できる方	認知症や介護の必要な高齢者、障害者を介護している方
利用料	無料（窓口で申請書をご記入いただきます。）
配布場所	日立市高齢福祉課、障害福祉課、各支所

高齢者が利用できる施設を紹介します

（施設サービスのご案内）

自宅から通って利用する施設を紹介します

1 老人福祉センター

高齢者に対し、各種の相談に応じるとともに、健康の増進や教養の向上、レクリエーション活動のための場を提供します。

老人福祉センターはまぎく荘には、浴場があります。

	施設名	所在地	電話番号
1	老人福祉センターはまぎく荘 1階に交流スペースがあります。	田尻町 7-10-1	43-2616
2	本宮老人福祉センター	本宮町 3-5-1	22-4912
3	老人福祉センター吹上荘	久慈町 2-13-21	050-8012-4035

・開館時間………午前9時～午後5時
 ・使用料………（本宮・吹上）無料、（はまぎく）100円
 ・休館日………日曜日、祝日及び年末年始（敬老の日を除く）

2 老人いこいの家

高齢者に対し、健康の増進や教養の向上、レクリエーション活動のための場を提供します。

	施設名	所在地	電話番号
1	砂沢老人の家	砂沢町 713-1	43-4950
2	かしま老人の家	鹿島町 2-18-1	23-3109
3	東小沢老人の家	下土木内町 300-1	52-4366
4	なかさと老人の家	下深荻町 1908	59-0613

・開館時間.....午前9時～午後5時　・使用料.....無料
 ・休館日.....日曜日、祝日及び年末年始（敬老の日を除く）

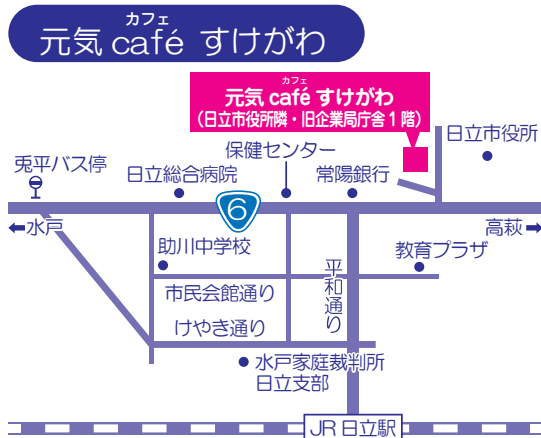
3 高齢者の居場所

ひとり暮らし高齢者等の閉じこもりや孤立化を防止し、生きがいづくりや介護予防等の推進を目的とした「高齢者の居場所」となる施設です。

軽食の提供（コーヒー・カレー等）を行うとともに、高齢者の生活支援になるような講座や専門職による各種相談を行います。★どなたでもご利用できます。

	施設名	所在地	電話番号
1	元気 café すけがわ	助川町 1-4-10（日立市役所隣・旧企業局庁舎1階）	050-5528-5138
2	元気 café あゆかわ	鮎川町 1-1-10（日立市女性センター1階）	050-8012-4182
3	元気 café くじはま	久慈町 2-13-21（日立市老人福祉センター吹上荘1階）	050-8012-4183

・軽食メニュー... コーヒー、紅茶、カレー、ピラフ等（提供時間はお問い合わせください）
 ・運営時間..... 午前10時～午後4時
 ・休所日..... 土・日曜日、祝日、8月13日～15日、年末年始



入所して生活の場とする施設を紹介します

福祉施設

4 養護老人ホーム

生活環境や経済的理由などで、在宅で生活することが困難な高齢者（65歳以上）を把握し、関係機関と連携のうえ入所を決定し、日常生活の援助などを行うための措置施設です。

入所に係る費用は、収入や課税状況によって異なります。

★ 所得等入所要件があります。

★ 扶養義務者（配偶者や子供）からの費用徴収があります。

施設名	所在地	電話番号	定員
かねはた老人ホーム	大沼町 3-25-10	25-6155	50人

5 生活支援ハウス

関係機関と連携のうえ、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯（60歳以上）で、独立して生活することに不安がある方を把握し、生活相談や緊急時の対応、介護サービスの手続きの支援などを行うとともに、住まいを提供します。

入所に係る費用は、収入や課税状況によって異なります。

施設名	所在地	電話番号	定員
生活支援ハウス 福祉の森 聖孝園	十王町高原 333-6	39-1166	20人

6 軽費老人ホーム・ケアハウス

家庭環境や住宅事情などにより、在宅で生活することが困難な高齢者（60歳以上）が低額な料金で入所し、食事の提供や日常生活上必要な支援を受ける施設です。

ある程度身の回りのことが自分でできる方が入所できますが、介護が必要な場合、施設の外部の介護サービスを利用しながら生活できるよう配慮されています。

入所に係る費用は、収入状況に応じて異なります。

★ 入所を希望する場合は、直接各施設にご相談ください。

施設名	所在地	電話番号	定員
軽費老人ホーム			
豊浦の郷	川尻町 773-1	42-5656	50人
ケアハウス			
あざみ荘	川尻町 758-27	43-1133	15人
小咲園	諏訪町 5-5-1	35-9000	15人

その他の施設

7 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

食事の提供や日常生活の援助などを行う高齢者向けの居住施設（住宅）です。
介護が必要な場合、施設自体が介護保険サービスを提供する「介護型」や、施設の外部の介護サービスを利用する「住宅型」の施設などがあります。

★ 入居を希望する場合は、直接各施設にご相談ください。

【有料老人ホーム】

	施設名	所在地	電話番号		施設名	所在地	電話番号
介護型	らいふアシスト・泉ヶ森	水木町 2-20-1	53-9800	住宅型	ひまわりハウス諏訪	諏訪町 1-20-6	28-5833
	らいふアシスト・泉ヶ森・南館	水木町 2-20-5	53-9800		ご長寿くらぶ 日立諏訪Ⅰ	諏訪町 4-14-3	029-276-0660
	ヴィラまごころ大みか	森山町 3-17-41	33-6557		まごころの家 すえひろ	末広町 5-6-8	28-5560
住宅型	ひたちの森 シニア館	小木津町 1020	44-8171		まごころの家 塙山	金沢町 2-5-43	28-5600
	まごころの家 小木津	小木津町 3-20-7	25-9066		かみーら	金沢町 3-19-14	33-8350
	まごころの家 日高	日高町 4-6-9	85-6500		まごころの家 金沢	金沢町 4-20-10	25-7607
	クローバーの丘	滑川本町 2-5-50	22-7364		まごころの家 大沼	大沼町 3-16-35	33-9151
	ご長寿くらぶ 日立本宮	本宮町 5-8-21	029-276-0660		ご長寿くらぶ 日立大沼	東大沼町 3-31-16	029-276-0660
	まごころの家 宮田	宮田町 4-6-2	33-9730		ご長寿くらぶ 日立大沼Ⅱ	東大沼町 3-31-15	029-276-0660
	シニアハウス助川	助川町 4-8-4	33-6811		秋桜の家	森山町 1-25-16	32-7085
	あじさい苑	弁天町 2-21-18	87-6726		まごころの家 森山	森山町 2-26-7	29-1655
	ケアステージ鹿島	鹿島町 2-13-7	32-7722		まごころの家 南高野	南高野 2-17-5	59-3211
	まごころの家 鮎川	鮎川町 6-11-30	87-7566				

【サービス付き高齢者向け住宅】

施設名	所在地	電話番号	施設名	所在地	電話番号
ふるさとホーム日立	川尻町 3-17-13	44-7121	常陸多賀メディエートプラザ	多賀町 2-19-10	35-4115
まごころの家日立北	川尻町 7-31-7	25-3133	ご長寿くらぶ日立大久保	大久保町 4-7-15	029-276-0660
ひふみ館 ひたちの森レジデンス	小木津町 2-8-1	33-8884	まごころの家大久保	大久保町 5-4-24	25-7588
ご長寿くらぶ 日立滑川	東滑川町 4-15-1	029-276-0660	リライフ根道ヶ丘	大沼町 4-9-11	25-6663
ひふみ館 神峰の森	本宮町 1-2-13	33-6000	オアシス日立シーサイド館	東大沼町 4-29-27	33-7588
ふらわあ館 宮田	宮田町 4-10-8	33-6528	ほっと・ハウスおおぬま	東大沼町 4-2-20	33-6317
ケアビレッジ日立	鹿島町 1-11-12	21-3488	みずき桜の杜	水木町 2-25-3	85-6800
ケアビレッジ池の川	中成沢町 1-16-10	21-3488	みずき泉の杜	水木町 2-23-22	87-7724
あおぞらニュータウン日立館	中成沢町 4-16-7	33-7564	ご長寿くらぶ 日立おおみか	大みか町 3-16-22	029-276-0660
ご長寿くらぶ日立諏訪Ⅱ	諏訪町 4-29-15	029-276-0660	まつの木の家	石名坂町 2-4-1	33-5505

8 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常時介護が必要で自宅での生活が困難な要介護者等に対し、日常生活上の支援や機能訓練、健康管理等を行う施設です。

入所に係る費用は、介護保険の自己負担（1割、2割又は3割）のほか、居住費、食費等がかかります。

★ 介護保険＜原則要介護3以上＞の認定を受けた方が対象の施設です。

★ 入所を希望する場合は、直接各施設にご相談ください。

	施設名	所在地	電話番号	定員
1	福祉の森聖孝園	十王町高原333-6	39-1166	50人
2	サン豊浦	川尻町758-27	43-1133	62人
3	銀砂台	砂沢町1155-1	43-2233	50人
4	一想園	田尻町2-8-10	43-0990	80人
5	山水苑	下深荻町1770	59-0332	70人
6	ひたちの森すこやかビレッジ	東滑川町5-10-3	32-7788	70人
7	山水苑サテライト	神峰町1-8-6	33-5830	29人
8	銀砂台助川サテライト	鹿島町2-5-15	59-3300	29人
9	鮎川さくら館	国分町3-12-10	36-7300	70人
10	萬春園	鮎川町3-2-10	33-6331	100人
11	小咲園	諏訪町5-5-1	35-9000	70人
12	さくら館サテライト	桜川町1-1-1	28-5212	25人
13	金沢弁天園	東金沢町4-16-10	28-7680	100人
14	成華園	久慈町4-19-21	54-2385	70人
15	成華園サテライト	久慈町3-18-11	33-6161	29人
16	MAO（マオ）	下土木内町545-1	28-0555	70人
17	石名坂聖孝園	石名坂町2-16-1	32-7211	70人



9 認知症高齢者グループホーム（認知症高齢者共同生活介護）

共同生活が可能で、比較的安定した認知症の方を対象に、少人数（5～9人）の家庭的な環境の中で、日常生活上の支援や機能訓練を行う施設です。

入所に係る費用は、介護保険の自己負担（1割、2割又は3割）のほか、居住費、食費等がかかります。

★ 介護保険＜要支援2又は要介護1～5＞の認定を受けた方が対象の施設です。

★ 入居を希望する場合は、直接各施設にご相談ください。

	施設名	所在地	電話番号	定員
1	ハーモニー	十王町伊師3458-1	20-6822	18人
2	福祉の森聖孝園	十王町高原333-6	39-1166	18人
3	木の実	十王町友部東2-1-19	39-6841	18人
4	ひたちの森ガーデン	小木津町1020	44-8176	18人
5	銀友	小木津町1-28-25	43-8741	9人
6	花樹ひたち	日高町2-7-10	85-7008	18人
7	ひふみ館 神峰の森	本宮町1-2-13	33-6000	18人
8	愛の家グループホーム日立東町	東町1-13-2	33-6637	18人
9	あじさい	若葉町3-12-12	87-8215	18人
10	あじさい鹿島	鹿島町2-1-8	51-5700	18人
11	東海荘ひだまり	鹿島町2-12-9	23-3511	18人
12	ユートピアアネックス	東成沢町3-23-3	25-7366	18人
13	ユートピアオアシス	東成沢町3-23-12	32-5110	18人
14	ユートピア	東成沢町3-23-13	25-7322	18人
15	さくらんぼ	桜川町1-1-1	38-3061	18人
16	ことぶき	大久保町2409-2	34-3338	18人
17	べんてん	東金沢町2-14-19	28-5680	18人
18	あさがお	東大沼町1-29-30	87-9233	18人
19	愛の家グループホーム日立森山町	森山町1-11-3	29-2530	18人
20	久慈浜	久慈町3-4-14	52-6673	18人
21	MAO（マオ）	みなと町10-10	25-5522	18人

自宅に復帰するためのリハビリ施設を紹介します

介護保険施設

10 介護老人保健施設

病状が安定しており、看護や医学的管理下でのリハビリ等医療ケアを必要とする方を対象に、在宅復帰を目指した機能訓練や日常生活上の支援を行う施設です。

入所に係る費用は、介護保険の自己負担（1割、2割又は3割）のほか、居住費、食費等がかかります。

★ 介護保険＜要介護1～5＞の認定を受けた方が対象の施設です。

★ 入所を希望する場合は、直接各施設にご相談ください。

	施設名	所在地	電話番号	定員
1	ひたちの森ハピネス	十王町伊師725-1	20-6699	100人
2	田尻ヶ丘ヘルシーケア	田尻町2-8-11	43-6343	100人
3	さくら日立	城南町1-1-11	22-8811	100人
4	しおさい	国分町3-6-1	34-6611	100人
5	藍	千石町2-11-14	33-2122	80人
6	日立南ヘルシーセンター	大みか町6-17-1	52-6825	100人



Q1 認知症の高齢者を介護している家族です。介護のことで悩みが多く、ストレスからか、以前よりも語気が強くなったり、強く当たってしまいます。このような悩みを理解してくれる方との情報交換の場はありますか。

A 「認知症の人を介護する家族の会 日立市そよかぜの会」や「ひたちオレンジカフェ (P14)」があります。介護の悩みなどを相談したり語り合うことで、気分転換を図る機会を提供しています。また、介護を経験していない方たちに、介護の情報を伝える活動も展開しています。

Q2 施設に入所することになり、緊急通報装置を返却したいのですが。

A 「緊急通報装置本体とペンダント」を高齡福祉課又は支所へ返却し、窓口で「変更届」のご記入をお願いします。(NTT回線をご利用の方は、029-297-7765(平日の午前9時から午後5時まで)へ連絡し、機器の回収を依頼することも可能です。) また、緊急通報装置の名義を変更して、継続利用を希望するときには、高齡福祉課へご連絡ください。

なお、固定電話の解約については、NTT「116」番又は、JWAY「0120-816-454」番へ連絡してください。

Q3 配偶者が他界し、ひとり暮らしになりました。私は「在宅寝たきり老人等介護慰労金」を受給していました。何か高齡福祉課で手続きをする必要がありますか。

A 高齡福祉課に届出が必要となります。そのほか、助成券(家族介護用品購入費、訪問理美容費、寝具洗濯乾燥消毒費)を利用していた方は、助成券の返却をお願いします。緊急通報装置については、上記 **Q2** をご覧ください。

また、市では見守りを目的として、民生委員さんに担当地域のひとり暮らし高齢者の把握をお願いしているため、民生委員さんに連絡をしておくことをおすすめします。

Q4 すでに会社を退職していますが、生きがいづくりを兼ねて、資格や経験を活かせる場を探しています。シルバー人材センターがあると聞いたことがあるのですが。

A (公社)日立市シルバー人材センターでは、登録会員(高齢者)にふさわしい仕事を引き受け、従事した仕事に応じて配分金を支払うという制度を運用しています。資格等がない方でも登録できます。その他、高齢者の就労相談も行っています。

★お問合せ先：(公社)日立市シルバー人材センター(33-5586)